

第四十三回国会 衆議院

農林水産委員会議録第九号

(一三七)

昭和三十八年二月二十日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事田口長治郎君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覚君 理事片島 港君

理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 伊藤 輝君

大野 市郎君 金子 岩三君

亀岡 高夫君 金子 岩三君

草野一郎平君 金子 岩三君

小枝 一雄君 金子 岩三君

田邊 国男君 金子 岩三君

野原 正勝君 金子 岩三君

米山 恒治君 金子 岩三君

栗林 三郎君 金子 岩三君

野口 忠夫君 金子 岩三君

山田 長司君 金子 岩三君

稻富 稔人君 金子 岩三君

農林大臣 重政 誠之君

出席政府委員 内閣官房長官 黒金 泰美君

総理府総務長官 德安 實藏君

農林政務次官 農林事務官 津島 文治君

(農林事務官) 同 (川野芳満君紹介) (第一二七四号)

(農林事務官) 牛乳価格低下阻止並びに飼料対策

(農地局長) 開発促進に關する請願 (竹山祐太郎君紹介) (第一〇三四号)

(農地局長) (第一一六一號)

農業災害補償制度の改正に關する請願 (丹羽兵助君紹介) (第一二四六号)

農林事務官

農地局管理部

長 (楳垣徳太郎君)

農林漁業金融公 庫總裁 池井 正君
専門員 岩隈 博君

二月十八日

委員橋崎弥之助君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として岡田春夫君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡田春夫君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として橋崎弥之助君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

二月十五日

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)(予)

二月十八日

国有林野開放に關する請願外一件

二月十九日

同外十四件 (小山長規君紹介) (第一一六四号)

同外十八件 (相川勝六君紹介) (第一二四五号)

同外二件 (小山長規君紹介) (第一一六四号)

同 (松本一郎君紹介) (第一一四七号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇〇号) 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。湯山勇君。

○湯山委員 前回、局長にもいろいろお尋ねしたわけですが、それでは、お尋ねすることが留保されておりましたので、きょうは大臣へのお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、今回いろいろ前進の見られ

るような内容の改正がなされようとしておるわけであります。それ以前に大臣は、農林金融についていろいろ構

想を新聞その他へ発表されておりまし

た。その中には、非常に期待を持つておられたものもございましたし、どうで

あるうかという心配を抱いたものもございました。それから、先般内容につい

て若干局長にもお尋ねしたのですけれ

ども、やはり大臣に直接お聞きしなけ

れば真偽をはかりかねるものもござい

ましたので、まずそういう点についてお尋ねいたしたいと思います。

まず今回の改正で、大臣とされて

は、これで一段落だというお考えな

か、まだまだ農林金融については改め

ていかなければならぬというお考

なのかな、これはどういうお考

えでございましょうか。

○重政國務大臣 今回の新しい金融制

度は、御承知の通りに低利長期の制度

を創設したことになったのであります

が、これはやはり構造改善事業を中

心にして、構造改善を推進する上にお

いて、どうしてもやらなければならぬ

焦眉の急である、こう考えまして、全

力を注いでこの制度の創設をはかった

わけであります。もちろん十分なもの

ではございません。ございませんか、

三分五厘といつ一つの低利の、しかも

二十五年以内というような長期の金融

制度をここに打ち立てたということに

おいては、私は非常に意味があると思

うのでありますが、資金融資の範囲、

額、あるいは金利の問題につきまして

も、将来さらに改善を加え、さらに拡

大をしていかなければならぬ、こう考

えておるのであります。さらに、一般

農業金融につきまして、もちろん金

利体系を中心いたしまして改善を要

すべき問題が多くあると私は思

ります。今回のこの制度はそれらに

は触れておりませんが、それらの問題

も農業金融全般として考えますれば、将来は改善を加えていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○湯山委員 大臣から大へん明確な御答弁がございました。私もそういう大臣の考

えじやないだらうかということ

で、局長にもいろいろお尋ねしたので

すけれども、事務的にはそこまで明確

な御答弁がいただけませんでした。

きょうは大臣から今のような、極端に

いえば構造改善中心でやったのだ、そ

の中で三分五厘、二十五年という長期

低利の制度に一步踏み出した、なお、一

非常に大きな収穫であった、なお、一

般の農林金融については将来さらに改

善、検討を加えていく、こういうこと

で、私も全くそうしていただきたいと

思います。

そこで、大臣のお考

えになつておる

将来への構想の一端を、先般来いろい

る新聞等に大臣のお考

えとして御発表

になつたのだと思

ふますから、その内

容も、幾らか具体的にはきつとし

ない面もあるかもしれませんけれど

も、お考

えをお聞かせ願うことは、私

どもいろいろお考

えていく上で非常に参

考にもなるし、将来、今お話のあつた

ような検討の方向、改善の方向とい

うの示唆にもなると思

お尋ねいたしたい点は、大臣は、農地担保金融ということを言つておられました。今回は農地担保の金融といえる

かどうか問題であります。金融公庫

がこれを担保として融資ができる道が

開かれましたけれども、大きい構想と

しての農地担保金融というのは、大臣

の考

えではどの程度のことをお考

になつておられるのか、承りたいと思ひます。

○重政國務大臣 私の農地担保金融の

根本の考え方は、農家の唯一の財産といふものは土地である、その耕地が金融の対象に十分ならないということであつては、農業投資が非常に少ないとわれておる——それが事実であります。ですが、そういう時代に、農業の近代化をあらゆる面において推進していく上においては不便ではないか。極端に申しますれば、手をくり足をくくつて、それで農業の振興をやれといってみたところで、それは少し無理なこと

をおいては不便ではないか。金だつて限りがあるというふうな根本の考え方を持つておるわけであります。

○湯山委員

大臣のお考へになつておられるところはよくわかりましたが、金だつて限りがあるというふうな根本

をしておるのではないか、政府の資金だつて限りがあるというふうな根本の考え方を持つておるわけであります。

○湯山委員

大臣のお考へになつておられるところはよくわかりましたが、金だつて限りがあるといふうな根本

をしておるのではないか、政府の資金だつて限りがあるといふうな根本の考え方を持つておるわけであります。

○湯山委員

大臣のお考へになつておられるところはよくわかりましたが、金だつて限りがあるといふうな根本

をしておるのではないか、政府の資金だつて限りがあるといふうな根本の考え方を持つておるわけであります。

○湯山委員

大臣のお考へになつておられるところはよくわかりましたが、金だつて限りがあるといふうな根本

をしておるのではないか、政府の資金だつて限りがあるといふうな根本の考え方を持つておるわけであります。

○湯山委員

大臣のお考へになつておられるところはよくわかりましたが、金だつて限りがあるといふうな根本

り、またやるべきでない、こういふふうに考えて、今回はこの公庫の融資で一般の銀行その他の金融機関の融資であります。これはことにあって、そうして、農地法の趣旨に非常にかけ離れるということがないよう監督もできることであるし、限られた金融機関からの融資でありますから、まさしくこれでやってみたらどうだろうか、こういふふうに考へまして、これが、こういふふうに考へまして、これならばまず心配もないじやないかといふので今回の金融制度にこれを加えた次第であります。

○重政國務大臣 将来の問題につきましては、現在省内にも一つの研究機関を設けまして、根本的に検討しても

らつておるわけであります。これはこ

の担保金融に関する研究と、いうより

か、農地法全般について且下検討を進めておるわけであります。それで御意

見が固まつてこなれば将来これをど

うするということは、私として決心い

たされないわけであります。

○湯山委員 今農地担保金融のお考

えと、大臣の構想として、農地銀行を創設するというよくなことも伝えられ

たことがございました。局長からは、

農地銀行の構想については特に大臣か

らお話をなかつたし、省内で検討もそ

れどございましたが、農地銀行とい

うのは大臣のお考へでは、どういうもの

であることについてなされていないとい

うことでございましたが、農地銀行とい

すればこういふ形じゃないだらうかと

いうようなお考へがあれば、これもこ

の際お聞かせ願いたいと思います。

○重政國務大臣 債券の発行権を認め

たとえば金融公庫、中金といふもの一

切を含めて、そういう農業銀行とい

うの構想であったのか、構想と

いうよりも思いつきといいますか、そ

の程度のものだらうと思ひますが、そ

の辺はどういうことでございました

のでしょうか。

○重政國務大臣 これはしいて申しま

すればいろいろの案があるであろうと

思ひます。お考へになつておられるところか

らやはり一つ疑問があるわけでござい

ます。と申しますのは、農地担保金融

をうんと拡大していけば農地法の基本

理念に触れる問題が出てくるというお

考へと、そこでそれをくすまないよう

に、農地法の基本的な考え方をくすま

られないようなります。とりあえず今回の措置を

とつたのだ、こういう二つの御答弁の間

にやらなければならぬ金融であります。

問題は、これは急速にやらなければならぬ問題だと思ひます。先ほど申しました通り、すべて

の現在の金融機関を一緒にして、一つ

の農地銀行をつくるとか、あるいは公

庫を農地銀行にするというようなこと

は、ほんとうに深く私は研究をいたし

ております。また検討もいたしたこ

とはないであります。とにかく今の

公庫を運用してこれはりっぱにやれ

る、こういうふうに考えてこういうこ

とにいたした次第であります。

○湯山委員 それから大臣の構想の中

に債券の発行というのがございまし

ります。ありますから、将来の問題とし

ては、あるいはそういうことを考へな

ければならぬ時代がくるかもわからぬ

と思ひます。現在のところでもなく、金利の問題が非常にあ

ります。ただその場合におきましては、申

れば、債券を発行して一般市場からそ

の資金需要が非常に多いということ

になつて、とうてい政府資金の供給で

あります。将来これがどういうふう

に發展いたしますが、非常に発展をし

て、資金需要が非常に多いということ

になります。とうてい政府資金の供給で

あります。将来これがどういうふう

に發展いたしますが、非常に発展をし

て、資金需要が非常に多いこと

になります。とうてい政府資金の供給で

あります。将来これがどういうふう

に發展いたしますが、非常に発展をし

て、資金需要が非常に多いこと

になります。とうてい政府資金の供給で

あります。将来これがどういうふう

に發展いたしますが、非常に発展をし

て、資金需要が非常に多いこと

になります。とうてい政府資金の供給で

あります。将来これがどういうふう

からない政府資金、これは将来にわ
たってもどんどん出していかなければ
ば、長期低利という農林金融の建設を
さらに進めていくことは困難であると
思います。そこで今回の措置をおとり
になるにあたって、ことに大蔵当局、
あるいは閑闋等において、予算が単年
度予算なものでござりますからそうち
う心配があるわけでございますが、今
回非常に政府出資が多くなっておりま
すけれども、来年、再来年と将来にわ
たってこの傾向で政府資金がどんどん
金融公庫につき込まれるものなのかも
うか。このお見通しについては大臣
はどのように折衝なさった――といふ
言葉は悪いかもしませんけれども、
どういうふうにお考えになつていらっ
しゃられるか、どういう確信をお持ち
になつておられるか承りたいと思いま
す。

が、大臣もごらんのよう、せつかくあります。従来あつたものの下側にいい条件のものが重なつたような形になりまして、金利等も三分五厘、四分五厘、五分、五分五厘、六分五厘とその対象も非常に複雑で、おそらく大臣も一々覚えていらっしゃらないのではないかと存じます。そこで、従来からいわれておりますように、この体系をもつと簡素化してすっきりしたものにしてなければせつかくいい制度ができても実際に利用しにくいう音声があつたと思ひます。そこでこれをすっきりしたものにする、わかりやすいものにするということになれば、たとえば今の三分五厘と四分といふのは、三分五厘の線にそろえていく、それから期間にいたしましても、十五年、十七年、二十年とこんなものがあります。十七年と二十年という区別をしなければならない積極的な理由はないのでござりますから、こういうのは二十年なら二十年にそろえていく。そうすれば非常に単純化されるし、これを使う方も非常に使いやすくなる。これは大臣のお出しになつたグリーン・レポートにも、この体系は改めていかなくちやならないということをが指摘されております。そういう方向でぜひすみやかに体系整理をして簡素化していく、そういうことをやっていただきたいと思うのです。しかもそのやり方は、悪くするのじゃなくて、大

臣が今おっしゃったようにほんとうに長期低利といわれておったものに一生踏み出したそのあとに続いていくよな形で整理をしていただく必要があるのではないかと思ひます。いかがなものでございましょうか。

○重政國務大臣 御意見ごもつともあります。かといって、今回の新制度におきましても、ただ無意味に年頭とかあるいは金利というものをきめられておるのでないということは一応御承知を願いたいと思うのであります。たとえば二十年とおっしゃいます、果樹のごときものはどうしても二十年はなければなりませんから、最高期限はどうしても二十五年とこうせざるを得ない。それから据置期間についても、ものによりまして、果樹のものは十年以内とこれはもう特にしなければならぬ。こういうふうにやはり融資対象の事業によりまして、当然償還期限であるとかあるいは貸付の最高限度というようなものも考えなければならぬ問題があるわけであります。

それから金利の問題であります。これはなかなかむずかしい問題でございますが、現在畜産にいたしまして、あるいは土地の取得にいたしましても、果樹園の造成にいたしましても、それぞれ金利がきめられて融資をさせられておるわけであります。それなりにできるだけ条件の緩和を今回はそういうものについてはいたしておるわけあります。根本のものについて、三分五厘といふのは財政当局としては非常な困難があつたにかかわらず御賛成を得て、その根本の構造改善の事業計画を進めるものについてだけはこれを了承願つて、新しい制度を打ち立てた

納得のいく確定案を付してよく説明をし、全員納得をして、なるほど農地法の第三条の権利移動の制限については、心配はない、あるいは、こういう理解と認識をやはり国会に与えて、お互いがちゃんとよく理解し合うことが必要ではないですか。その辺の違いがあれば、この法案の最終審議においては重大な難関にぶつかると私は思うのです。いかがでありますか。

○松岡(元政府委員) ごもつともなんでもございますが、今日まで御指摘の点について、しばしば御説明申し上げて参つたのであります。省令を改正いたしましては、担保に供された農地が競売に付された場合に、公庫が、たゞ管理部長から申し上げました省令に基づきまして競落人たり得る、つまり農地及び耕作地を保有し得るという改正をいたすのでございます。それからそれによりまして、今度は処分する場合でございますが、これは農地法的一般原則に従つて処分いたします。従つてもしも転用するというような事例が出来ました場合には、転用の許可を得た人に譲り渡す、こういうことになるのをございます。

○足鹿委員 その要綱は今お取り寄せを願えますか。私どもが仄聞をしておるところによりますと、こういいう条項があると聞いておるのであります。つまり、農林漁業金融公庫の競落資格の認定の問題と、農林漁業金融公庫の取得した農地等の処分の方法についてまず規定をしておるようですが、第五条の手続に従い処分するものとす

○檜垣説明員 先ほどといいますか、先日來御説明を申し上げて参りましたが、ほんとうにそういうのをお考えになつておるのでありますか。

○檜垣説明員 特例を設けますのは、公庫が担保に付せられた農地について競売に付せられた場合、みずから競落人になる場合の特例と、それから取得しました農地について小作地保有の制限の排除をすると、二点だけでございまして、従いまして、取得しました農地について当該農地が現在の農地法の原則に基づいて処理する。そういう意味で転用による等の場合には農地法第五条の許可を要するということを考えておりますので、省内におきます検討の段階におきまして、その点を明らかにする意味で五条の手続を経るを要するというようなことを書いた資料があることは事実でございます。

○足鹿委員 とにかくその要綱を早くお出し願います。そうしないとどうもはつきりした議論ができませんから。すぐいただけますね。

○檜垣説明員 部数をととのえるための印刷等の時間がございますれば出しますが、ただいま申し上げましたような基本的な考え方、これは省令の要綱と普通の法律もしくは政令の要綱という意味とは多少意味の違うものでございますが、それと、ただいまわれわれ農林省内部として省令事項として掲げようとしております事項とを至急に提出するよういたします。

○足鹿委員 よろしくお願ひします。今回の農地担保の活用の範囲は、担保権の実行によって故意に農地の適正価格を低下したり、あるいは耕作希望者以外の者に移動することを防止するために限って公庫が一時所有権を所持できるようにしておこうという特例事項と言われておりますが、それに間違いありませんか。もし農地法を改正しないままに公庫が農地を所有することができるようにするならば、その省令は必要最小限度にしほるべきでしよう。これをむやみに広げていきますと、農地法がざる法になってしまふ。第三条が死んでしまう。大臣、こういうことになると想ひますが、その点、御所見いかがでありますか。

○重政国務大臣 御趣旨の通りにできるだけしほってやるべきものと考えますが、一面におきましては、この公庫が金融をする場合にはできるだけその担保力を増大するような措置を講じて、そしてできるだけ多くの金額を融資することができるようになるのが私は適当じゃないかと思うのであります。そういう意味におきまして、御趣旨の通りにこれはできるだけ範囲は縮めて考える、こういうことにいたしましたと考えます。

○足鹿委員 それでは公庫が取得した農地等の処分については、農業上の利用を適当と認めた場合は、農業構造改善に資するよう直接または信託事業を通じて売り渡す、こういうことになつてはつきりおっしゃつたわけですね。そうしますと、これは農地転用の許可は農地法五条の適用だ。こういうことに今

知事が握っておりますね。あるいは五千坪以上ですか、農林大臣の許可権などありますのは、そこで伺つておきたいことは、公庫の処分の場合に前者について農業上の利用を適当とする場合及び公用施設等に供することを適当とする場合とがあるわけですが、公庫の場合、だれがそれを認めますか。

○檜垣説明員 農地の使用目的に対する妥当性の判断は、ただいま先生もな話しになりましたように五千坪までの土地につきましては、これは知事が判定をするわけでございます。もちろんその知事の判定につきましては、地元農業委員会の意見を徵することになつております。五千坪をこえる農地に対しましては、農林大臣みずからが判定するということになつております。

○足鹿委員 知事の許可を必要としたいのだから、公庫がみずから認めるということになるわけですか。知事との関係はどうなんですか。

○檜垣説明員 農地の転用を伴います場合の売り渡しもしくは通常農業用の売り渡しの際にも、これは農地法の原則に従つて処理するわけでござりますので、やはり知事の認定ということになります。かかるわけでございます。なお賃借借入等の設定につきましては、農業委員会員の判定に待つということに相なつております。

○足鹿委員 それではその点はよろしくうございますが、転用の場合は知事の許可が必要である。その例外規定として、省令の施行規則の第三条に、定められておりますが、都道府県が取得する場合、土地収用法その他

の法律によって権利の収用または使用の場合、その他省令で定める場合であり、省令では施行規則第五条七号、八号によつて、土地区画整理法、都市計画法等に使用する場合が定められております。はつきりしておりますね。

そこでこの際伺つておきたいのは、農地の処分についてははつきりいたしましたが、公共用施設とここであなた方が指摘されるものは、今私が指摘した省令に定むる以外の公共用施設とは、何を意味するものでありますか。

○檜垣説明員　ただいまお話を提出ました意味での公共施設と申しますのは、学校用地でございますとか、あるいは道路、河川等の公共施設のことを考えて申し上げたのでござります。

○足鹿委員　現在転用基準が定められておりますが、これは三十四年のたしか秋だったと思ひます。その際に定められたことは、第一種の農地としての生産力の高い農地、土地改良事業を行なつた農地、これが第一種であります。第二種としては、市街地近郊で市街地の施設がある農地。第三種としては、その他の農地としておる。そこで第二種農地の転用は原則として許可されることとなつておりますが、これらに關連しまして、最近建設省において宅地造成法とか、土地区画整理組合助成法なるものが立案されつゝあると聞いております。その内容はどういうものであり、また一方公団等の公的機關に土地收用権を付与せしめる制度が検討されておると伝えられております。

つまり、これは過般の制度審議会が答申をして、現行法では補償價格の対価がきまらないうちは着工等のできないものをあとで対価をきめるという、農

地を所有し農業を営んでおる農民としては非常に重大な問題を含んだ土地収用権をめぐる新しい制度の検討でありますて、これらのものも要求をしてきた場合には、公庫が取得した農地の処分を、今檜垣管理部長が言われた学校あるいは道路、河川その他の公共用地のほかに、今私が指摘したような外的要件に基づいた場合でも、公共用施設と認めて特例を認めようとしておるのかどうか、この点はいかがでありますか。この問題について事前に建設省と協議検討した結果、これを容認する態度をとつておるのか。これは農林大臣に伺つておきたいのであります。事前に協議をされたかどうか。それは今私が外的要件の二つの事例をあげましたが、そういうものが次から次へと出てくれば、いわゆる公共用施設として公庫所有の農地を処分していく御所存でありますかどうか。

に、これを都市計画として市街地開発する。その場合に、地域としての指定をする。は当該地域内において、土地の先買権の制度及び目的実施のために収用権を付与する。その宅地は日本住宅公社あるいは都道府県、市町村等の公共団体及び公共団体の出資にかかる住宅公社、あるいは開発公社のような法人が事業主体になり、法律上の一定期間内に市街地の造成をやるというようなことを考えておるという答申をいたしておりまして、答申の内容には農地法との関係は触れておりませんが、公的に、さように戸地利用計画の確定いたしましたものにつきましては、農地法との調整は、関節省との間に慎重に協議の上、調整をはかっていきたいとうふうに考えております。

あります。が、そうですね。——そこで農林大臣に伺いますが、公庫が農協に信託に出した場合、一年間に処分ができるなかったとき、またはこれがぐるぐる繰り返された場合ですね、なかなか処分がつかぬ、ぐるぐる回っておったという場合、だんだん農地の公團所有面積がふえて参りますね。そうすると事実上、公庫は不在地主の様相を呈してくるわけですね。そういうことになると思うのです。しかもその用地は、信託に付して活用ができる場合もあるし、できない場合もある、こういうことになるのですね。これは農地法上の大きな問題ではありませんか。第三条の権利の移動規制というものは、三反歩以上の農業を営み、自作農として精進し得る者に対する農地の所有権、賃借権あるいは使用収益権を付与しておることは御案内の通りであります。今度の農業基本法関係の法律改正によって、農業法人等にもこれが認められたことは申し上げるまでもあります。せんが、この農地法の大原則は根本的にくずれてくるのではありませんか。大臣は心配ないとおっしゃいますけれども、だんだんこれが進んでいった場合は、事實上そういう結果を招来しないか。その対案として、農林大臣は——これは基本的な問題でありますので、御構想があればこの際承つておきたいと思います。

話であつて、初めから担保物を処分するつもりで金を貸すという金融機関はありません。ことにこういうような政府の機関であつて担保物を処分する、これを担保権を執行するという場合、これはよくよくのことですよ。でありますから、今非常に足鹿さんの御心配になつておるようなことは、私は現実の問題としては起らぬないと思うのです。そういうことを金融機関がやつておつたのは、金融機関の業務といふものはやれるものではない。でありますから、これはあくまでも万々一の場合のことであり、そうしてまた、そちやつておけばこの償還もきちんきちんといくといふよういろいろな心理的な意味、効果もあってこういふことをやるのであって、しかもこれが一般の銀行その他の金融機関なら、乱暴なことも、これも万々一にそういうことがありますかもしらない。絶無とはいえませんが、それだつて、よくよくのときでなければ担保権の執行はいたしません。ことにこういう公的な機関で一々担保権の執行をやるというようなことは、とうてい農林大臣としては認めがたいところであります。それは運用においては、あくまでも現実にそういうことのないようなことで融資をしなければならぬと私は思うのです。でありますから、お話をのように大地主になつて農地法の精神に反するということは起こらないようになります、こということよりほかはないと思うのです。

明の通りでござりますが、念のため
に、今まで農林公庫が担保にとりまし
た中で、どれだけが競争になつておる
かという件数を申し上げますと、担保
でとりましたのは二万六千件ばかりで
ございまして、そのうち競売に付され
ましたのは四件でございます。

○鹿児委員 だから私は、先ほど市銀
等の場合を例引して、三十五年度の競
売件数面積、市価、市銀等の競売年別
等の程度を知りたいというので、お尋
ねをしておるのであります。公庫は一
般市銀とは性格の違つた、国家の意思
を受けて行なう金融機関でありますから、市中銀行の企業的運営とは同一に
なるとは思ひません。しかし、今の状
態から判断をしていきますと、構造改
善についてもなかなかむずかしい。価
格の安定を伴わない面、あるいはこれ
に關連して受益者負担の多い点、いろ
いろな点から見まして、私どもは、大臣
が太鼓判を押されるようなそりやう
安いなものではないか、かように考え
まして、一応念を押しておるわけであ
りまして、今の二万六千件の土地担保
のうち競売に付したものは四件だとい
ふことで、これをもつて直ちに判断す
るということは、私どもはいさか納
得いたしかねますが、建設省の方がお
たしておりますのは、あなたの方で宅
地造成法案とかあるいは土地区画整理
組合助成法案、あるいは公團等の公的
機関に土地收用権を付与せしめる制度
が検討され、それに必要な法的措置等
が行なわれようとしておると聞いてお
りますが、そうした場合に――農地担
保金融によつて公庫が取得した農地が

出てくるわけです。今おっしゃるよう
に、競売はきわめて少ないとということ
でありますけれども、一応担保にとつ
た場合には、担保権を確保するためには
農業の用に供するためにこれを払い下
げていくことが最も好ましい。
しかし農地法施行規則の第三条によつ
て、國または都道府県が必要と認めた
場合、あるいは都市計画法等の例外の
規定がございます。今度の場合も、ま
だ要綱は拝見しておりませんけれども、
も、公用施設に公庫がこれを回して
いくことができるよう省令の内容を
考えておるようあります。そういう
点については、事前にあなた方と何か
お打ち合わせがあつて——宅地造成法
というものは大きな問題であります
が、それらは公用施設として入れる
というようなことについて打ち合わせ
はしておりますか。あるいは土地地区画
整理組合助成法等の関係において打ち
合わせをしておられますか。先年、土
地区画整理法ができましたときに、事
実上農地法に優先をいたしまして、農
地法は傷だらけになつてしまつたわけ
です。結局において農地を耕す者が
農地を所有するという権限移動の制限
をおざんにじゅうりんされておる事例
があるのであります。一方においては
都市の膨張に備えるために宅地の造成
が必要であることはわかりますが、農
業を営む者がその権利を不当に侵害さ
れたり、不利を来たすようなことがあります
のであります。その点についてどう思
つか。もしお考えになつておるとすれ
ば、今述べたような法案または対策の
中身、内容、構想等について伺いたいと
し、農林省ともそした場合には今私
が指摘したような事態のないように十
分お打ち合わせになる御用意がありま
すかどうか、この機会に明らかにして
いただきたい。

○町田政府委員 お尋ねの大規模な住
宅団地の造成事業の新しい手法の問題
でございますが、これは私どもの方の
付属機関に宅地制度審議会というのが
ございまして、ここで從来からいろいろ
御検討をいただいておつたわけでござ
りますが、最近ようやく答申をいた
だきました、その答申の線に沿つて新
しく法案をつくつて今度の国会に提案
をいたそう、こういうことで準備をい
たしておるわけでございます。答申を
いたしました内容は、相當大規模な
住宅団地を造成するというような事業
を行ないます場合、その事業主体であ
る地方公共団体あるいは住宅公園に、
協議がうまく整いません場合に、土地
の取得について収用権を認めよう、あ
るはその一定の地区内で土地の売買
が私人間に行なわれるといふな場合
には、地方公共団体に一定の条件の
もとで先買権というようなものを認め
ていいこう、こういうふうな趣旨の御答
申をいただきまして、その線に沿いま
して、ただいま申し上げました通りい
ろいろ法案を検討中でございます。た
だ問題は、そういうふうに収用権ある
いは先買権というような新しい手法を
持つた開発方式でござりますので、ど
ういう地区にどういう条件でそういう
議論になつたわけでございます。この
点につきましては何しろそういう大規

細な開発のためには、全体の土地利用計画というものがはつきり確定していないと無理ではないか、少なくとも現在あります都市計画法に基づきまする都市計画として、そういう事業を施行すべき地区がはつきり計画的にめられなければいかぬじゃないかといふことで、住宅公団なり地方公共団体が、どこでも手当たり次第にそういう開発方式を用いてやるということではございませんで、あらかじめ都市計画法としてそういう事業を施行すべき地域が決定される、こういうことが大前提として必要だつまつ都市計画法の手続と申しますか、都市計画審議会の意見を聞いて建設大臣が決定をする、こういう手続になるわけであります。そういう手続によって都市計画として決定された地域について、今私が申し上げたような開発方式を認めていこうじゃないか、こういう答申の線でございます。従いまして、現在法案を作成中でございまして、農地の転用の問題、いろいろむずかしい問題があろうと思いますので、農林省当局とは密接に連絡をとつて協議をいたして参りたい、こういう心がまえおるわけでございます。

○足鹿委員 先買権の問題等きわめて重要な内容を持つもののようにあります。この問題とは直接関係はありませんので、いすれまたそれは法案が出た際に……。今私が取り上げておるのは、農林漁業金融公庫が農地を取得した場合の関連においてお尋ねをしておせんので、いすれまたそれは法案が出た際に……。今までして一応そあるべきだとは思いますが、実際には必ずしも局長が御答弁になつたよう運営になつていなさい場合が多い。金ヶ作の場合におきま

しても、私たちも現地に参りましたが、土地区画整理法をめぐって紛争が起きて参ります。いわんや今度の宅地造成については、先買権を発動するということになりますとこれはオールマイティといふことになります。結局引きました生産力の高い農地、土地改良事業を行なった農地などと書いておられないのであります。それに農地法そのもの権利移動に着目していくわけでありますから、いわんや農林省が転用基準として認めておるものあたりは全く一片の紙きれのごとく取り扱われるに相違ない。これは農地法との関係において全面的にその検討すべき問題でありますので、今の御答弁でこれ以上申し上げませんが、しかし現在の農民の置かれておる立場、しかも計画的に構造改善事業が進まんとし、それに必要な金融制度の改正法案を審議しておるさなからでありますので、最も計画的に進まさなかにあって、都市計画法との調整、これと宅地造成法との調整あるいは土地区画整理法との調整といったようなことが、きわめて重要なになってくると思うのであります。そういう点についてはまた別な機会に申し上げますが、十分御配慮を願つておきたいと思います。

て一年たっても一件しかない。ところが事実上の請負耕作はそういう形で進んできてる。このよな対個別農家の契約を農協があっせん仲介するという、形の上では農地信託制度の貸付運営制度と近いと判断すべきものであります。この点はいかがでありますか。農地法上の解釈を一つ承っておきたい。

それからこれは農地局の見解だと、いって新聞等に出ておったのであります。が、請負耕作についてどのような見解を持っておるかという点について各県にこの問題で指令、通達を出した形勢があるようでもあるし、ないようでもあります。が、何か通達を出したことがありますか。今私が指摘したような、事実上は農地法違反である、しかし農家が必要上やっておる、しかも農家対農家がやるのはなしに、農協が中に入つた場合には信託事業としての取り扱いをするという解釈であなた方は黙認の姿をとつておるのか、あるいは、ある新聞によりますと農地局の見解なるものがありまして、これは望ましくないというだけであつて、耕作を全面的に他人にまかしてしまふ全面請負は望ましくないというのであるか、部分請負ならばいいというのであるか、二つのケースが出てきておるのでありますから、これに対しても今度の農業近代化を進めていく上におきましても、相当これは実際に起きておる問題でありますから、これははおかりといふわけには参りません。やはりこれに対してもは統一見解を出して、そうしてそれが好ましい一つの方向にいくといふことがいいわけでありますが、しかしそれが根本的に農地法に抵触する疑いの

あることは、潜在的な地主制度の復活となりはしないかということになりますね。小作料をとつてくるわけあります。これはなかなか重大な問題でありますまして、農林省の統一見解といふものは私ども聞いておりません。もし違反だとするならば、第何条の違反となるものでありますか。庄野水産府長官そこでにこにこ笑つておられますから、自信があるようでありますから、一つ教えていただきたい。好ましいといふのは部分的で、好ましくないといふのは全面的な請負耕作が好ましくないというのか、また信託事業として農協が中に立った場合は好ましいのか、これらのことについては少し御研究になつておると思います。農地局長もおいでになつておりますし、こういう機会に承る以外にはないと思いますので、ぜひ一つ明らかにしていただきたいと思います。

○檜垣説明員 いわゆる請負耕作の

は、農地の使用収益に関する権利の移動統制の規定にまづひつかかるのではないかという点が疑われます。それから第二には、創設小作地については第三者に使用収益権を認めて地主化することを禁止しておるのでござりますから、その点に問題がある。第三点としては、小作料に関する違反ではないかということが疑われます。私どもとしては、ただいま申しましたような農地法に対する脱法的な請負について、これは農地法の厳正な施行といふ意味でさような請負が行なわれないよう指導すべきであるということを、機会を得て都道府県あるいは農地事務局等の会議において指示をいたしました。ただし先ほど先生のお話のございました請負耕作に関しては、前農地局長の時代から今日までの間はないでございます。

大体農地法との関係における御説明を申し上げると以上のように考えます。

○足鹿委員 今述べられたような見解

を保有せしめるという原則の上からいきましたならば、これはもう根本的にくずれておるのであります。とするならば、農地法をうろ向きで消極的に守るというのではなくして、現在の経済情勢や社会情勢や農業情勢に即応した農業近代化の線に沿った農地法のあり方が問題になってくると思うのであります。これらを合法と認めるかあるいは合法でないと認めるか、これを阻止していくのか黙認するのか、根拠を与えてこれを広げていくのか、やはり一つの指針というものが必要となってくる段階ではないかと思うのであります。現にあなた方が三分五厘の長期の農業構造改善事業資金制度を発足させられるという時期にこのような事態が起きておる。しかも三十六億というものを二百五十万円の個人資金を中心にしてあなた方は考えられておる。ところが実際はそういうものをしり目にかけてこういう請負耕作が進んでおる。農地法上の解釈も怪しい。これでは私ども全く納得いきませんが、農林大臣のこの点に対する御所信があればこの機会に御表明を願いたいと思います。

○重政国務大臣 全く御指摘通りでありますて、これは慎重に考えなければならぬ問題であると思うのであります。農地法に関する私の相談相手になつておる研究会に十分にはかりまして結論を得たいと考えます。

○足鹿委員 今、東海林委員と打ち合

わせておつたので、農林大臣の御答弁をちょっと聞き漏らしましたが、私の相談相手になつておる研究会とかい

-7-

を保有せしめるという原則の上からいきましたならば、これはもう根本的にくずれておるのであります。とするならば、農地法をうろ向きで消極的に守るというのではなくして、現在の経済情勢や社会情勢や農業情勢に即応した農業近代化の線に沿った農地法のあり方が問題になってくると思うのであります。これらを合法と認めるかあるいは合法でないと認めるか、これを阻止していくのか黙認するのか、根拠を与えてこれを広げていくのか、やはり一つの指針というものが必要となってくる段階ではないかと思うのであります。現にあなた方が三分五厘の長期の農業構造改善事業資金制度を発足させられるという時期にこのような事態が起きておる。しかも三十六億というものを二百五十万円の個人資金を中心にしてあなた方は考えられておる。ところが実際はそういうものをしり目にかけてこういう請負耕作が進んでおる。農地法上の解釈も怪しい。これでは私ども全く納得いきませんが、農林大臣のこの点に対する御所信があればこの機会に御表明を願いたいと思います。

○重政国務大臣 全く御指摘通りでありますて、これは慎重に考えなければならぬ問題であると思うのであります。農地法に関する私の相談相手になつておる研究会に十分にはかりまして結論を得たいと考えます。

○足鹿委員 今、東海林委員と打ち合

わせておつたので、農林大臣の御答弁をちょっと聞き漏らしましたが、私の相談相手になつておる研究会とかい

うのですが、これは農林大臣の諮問機関ですか。何か農地法の中身を検討しておる機関があるのでござりますか。もうちょっとその辺をはつきりしておいていただきたい。

（柏原謹明） 大臣のお言に出ました的研究会と申しますのは、農林省としても今後の農業の動向、日本の経済の動向等を勘案して将来の農地法のあり方はいかにあるべきかという点について研究を進める必要があるわけでござい

まして、その際学識経験者の御意見を
徴したいという意味で昨年九月に発足
をいたしておりますのでござります。農地
制度研究会というものを、農林大臣の諮
問機関ではございませんが、意見を徵
する機会といたしまして学識経験者の
お集まりを願つておるのであります。
それに私ども便宜農地制度研究会とい
う名前をつけておるのがその実態でござ
ります。

○足鹿委員 そのものは農林省の行政上の措置でできたものでありますか。あるいは閣議決定あるいは了解等による官制に準ずるものでありますか。そういう重大な問題を農林省だけが内輪でそっと手をつけていくというような態度は私はどうかと思うのでありますか。どういう趣旨のものでありますか。

○檜垣説明員 農林省の行政措置に
よつてただいまのような方向をとつて
おるのであります。

に御研究になるのはこの際とやかく申し上げますまい。農林省がみずから農地法をくすすようなことをお考えにならうとも思えませんし、敵正実施の建前からどう新しい情勢に即応するかと

いうことで御苦心になつておると思ひますからこれ以上申し上げませんが、片方においては地主補償問題が起きておるわけなんです。従つて権威のある機関によつて農地法を厳正に守つていくという農林省の基本方針が貫かれておるわけでありますから、その点からもこういった問題はもつと考え方いかれる必要があるのではないかと思ひます。一応農林大臣がそういうことをやりになつておるということについては承つておきますが、将来も御検討願いたいと思います。

徳安総務長官がおいでになりましたので、今農地担保金融問題を論議をしておりますので、これに関連をいたしまして地主の補償問題といいますか、報償措置といいますか、この問題についてお伺いをしたいと思うのであります。

大蔵大臣の本問題に対する答弁はいろいろと変わってきておりまます。どこに本音があるのかわかりませんが、それはあとでまた別な機会に大蔵大臣に伺うといたしまして、所管長官として去る二月十二日の閣議了承による了承事項との関係をここに明らかにしていただきたいと思うのであります。それは予算を伴う議員立法は見合させてほしいという提案を、これは官房長官よりですか、大蔵大臣から申し入れがあつて閣議がこれを了承しておる。ところが自民党は同日の総務会において、これは毎年恒例の申し入れであり、農地補償問題について一応別格と認めるとして軽く一蹴しておるわけではありません。閣議了承をした大蔵大臣も、これで引き下がるということであらばサル芝居みたよなこととあります。閣議了承をした大蔵大臣

ては、政府としては農地補償であれ、農地報償措置であれ国会に提出しない、こういうことを言明しておる。そこで、要するにこれに関連する問題として、わざかな予算の問題あるいは大きな予算を伴う問題いすれにいたしましても、われわれは立法院におけるわけでありますから、立法権を押圧されることについては与野党を問わずそれを了承するものではありません。ありましたが、少なくとも最高裁において判決がおり、今日まで複雑な経緯をたどつてきておるこの地主補償問題を、報償措置として行なうことを池田総理が昨年の両院総会で言明をされたそれをたてにとつて押しに押し上げて、政府が出来なければ自民党としての議員立法を出す、農地補償問題については別格と認めるというようなことを総務会が決定するということは、全く政府不統一ではありませんか。政党政治の立場

一蹴された通知も受け取っておりませんので、現在では自民党を信頼しておると申し上げる以外にはございません。そこで、しかばあとの始末はどうするかということは、これは私の所管ではございませんで、そこになりますと今度は官房長官の方の関係になりますて、私はそれ以上のことはきょうは申し上げられないであります。

○足鹿委員 そうですか。官房長官においでを願いたいと申し入れをいたし

五百三十億円あります。これを上回るわけでありますから、そういうもの将来にわたってやるようなことを、いかに政党政治とはいへ、議員立法で出すのだ、政府はこれをたてにとつて、防ごうとしておるという熱意ではなくして、一応そういうゼスチュー^{チニ}アを示すというようなことであります。ならば、われわれは熟視するわけには参りません。その辺の総務長官としての御見解はいかがでありますか。

○德安政府委員 ただいまの、閣議で決定いたしまして党に申し上げましたものは、本年度の予算に関係することと同時に、三十九年度以降においてもという申し入れでございますから、この趣旨は、将来はあまり大きな拘束をするような予算を伴うようなものはないべく遠慮してほしいという考え方でござります。

そこで、農地報償の問題であります

らば、かりにこれを議員立法として出しましても、本年度の予算には別に関係ありませんね。今、伝えられておるものだとしますならば、関係ありません。ですから、予算を伴う議員立法は見合わせてほしいということは、当該年度における予算を伴うものと解すべきか、あるいは将来にわたって予算を伴うものと解すべきか。これはいろいろ立場によって勝手な解釈がついてくると思うのですが、その点、総務長官としては、十二日の閣議了承事項の、予算を伴う議員立法を見合せほしいという趣旨は、将来にわたっても――それが二千八百億ですからね。これはそう簡単な金額ではございませんまい。農林省の一年分の予算よりも多いのです。ことは農林省は二千

が、これはまだ、何らかの処置をとらねばならぬと思うがという程度でございまして、経理も、じゃあこういう工合にしようという腹がまだきまつておりませんししますので、私どもの方にも指示がございません。党と政府との間は、御承知のように政党内閣でありまして、一体であろうと思いますから、この間の処置等につきましては、けんか別れるわけにも参りますまいし、またお互いに角突き合いばかりをしておれないことになりましょうから、その調整は違つた形でとられようかと思いますが、私どもが出しました趣旨は今申し上げたような趣旨であり、今日では党を信頼しておるということだけでございまして、今度は、もうごとになったときの方法をどうする

かということになりますと、これはすでに官房長官の方の関係になりますと、答弁でありますから、官房長官の出席を要求いたします。

○足鹿委員 それでは、委員長に申し上げますが、お聞きのような趣旨の御答弁でありますから、官房長官の出席がいいと思います。

そこで、どうせこの質問はそう簡単に打ち切るわけには参りませんので、午前中の日程の御指示もあるようありますので、この際、農地法の改正と、地主補償問題に対する今日までの政府の国会答弁、これに関連して農林省の本問題に対する態度といふものを、当委員会においては間接的には聞いておりますが、事農地担保金融といふことになりますと、農地法そのものから端を発した農地補償あるいは報償措置の問題でありますので、一応農林大臣について伺っておきたい。

田中大蔵大臣は、一月三十一日、予算委員会において、わが党の小松議員の質問に答えて、農地被買収者の報償に関しては何らかの措置をとる必要があるのではないか、しかしいろいろな問題に対しては実情調査を必要とするので、調査費を計上した。続いて二月四日の高田質問には、少なくとも一般の世帯よりも十分生計を營み得、しかも十分の余力のある者まで報償の対象にしようというような考えは政府は持つておりませんと述べ、さらに三軒として二月六日の樋質問には、金を幾らやるとか、また金でやるのか物でやるのか、それからいろいろな所得制限をするのかと、いうような考えは、まだ全く未定なのですが、云々と答え

はよくわかりませんが、二月六日の池田総理は、橋質間に答えて、総裁として総理大臣としても申し上げますが、農地被買収者に対する補償はいたしません、これはもうはつきり言つておるわけです。しかし、被買収者に対する報償については何らかの措置をしなければならぬということは、もう議員総会でも言っておるわけでありますと、そこで、今問題になりますのは、農林大臣に聞きたいのは、このような経過から見まして、農地被買収者問題について、地主補償であれ、報償であれ、調査費が一億八千万円計上されおります。この一億八千万円の調査費そのものは、調査費そのものの性格はどういうものとして、あなた方はこれを閣議において、または予算に農林省関係として取り上げになつたのか。これは官房長官がおいでになればわかりますが、また、調査の進め方としては農業委員会をして調査せしめるということをわれわれ聞いておりまます。しかし、農業委員会はもと農地委員会として農地買収を行なった機関であります。政府の行政機関であります。途中で機構改革になつて、現在は農業委員会、その農業委員会が自分たちのやつたことをみずから否定するようなことを調査をせしめられる御所存でありますか。一部には、そういうことはわれわれは調査しないという意見、返上論も出ておるということも聞いておりますが、もしそうだとするならば、どういう性格でもってこれを調査をなさろうとしておるのか。農林大臣

としては、報償そのものに対する農林大臣の考え方、また調査費の計上について、それを前提としての調査費などの際御所見を明らかにしておいたいたいと思います。

○重政國務大臣 御承知の通りに、旧地主に対する問題は農林省の所管ではないけであります。土地改革をやつて完了いたしたのでありますと、農林大臣としてはもうそれで事は済んでおるのであります。まずこれをはつきりと頭に入れておいていただきたいといけないと思うのであります。

そこで、私が今の御質問に対して所管外のものをここで御答弁を申し上げることは適当でないと思うのであります。が、せつかくの御質問でありますから、私がどういうふうに受け取つておるかという考え方を申し上げます。

第一は、申すまでもなく補償ということはあり得ぬ。これは話は済んでおる。適法に行なわれたことでありますから、補償などということはすべきものではない。これは私自身が、この問題が起きて以来堅持しておる思想であります。そこで、報償ということでありますが、報償とは一体どういうことかといふことがまず問題になると思うのであります。そこで、報償というその内容は一体どういうのかと言えば、これはもちろん私の個人の考え方であるわけであります。そこで、報償といえれば何も金銭に限ったことはない、いろいろそのやり

方はあるううと思うのであります。概念としてはそういうふうに私は思う。
今度の調査費の問題であります、が、これも今御質問をせられましたように、これは官房長官の所管に属する予算であります、まして、私はこの内容について、かれこれ申し入れたものでは全然ない……（足鹿委員）農業委員会でやらせる……と呼ぶ）、農業委員会で一つやつてくればかと、いう話もまだ私は聞いておらぬ。そこで、農業委員会の方では今の足鹿さんの話のように、それはちょっと困るという意見もたくさんの中だからあるうかと思ひます、いずれにいたしましても、調査をする必要はあると私も考えておるので、これは合法的な政策をとった、しかもそれは合法的にとった。だからそれでいいわけであります。しかし、短期間にたくさんのものを相手にしてやつたのでありますから、必ずしもその当時の政府が予定をしておつた通りにこれが行なわれておるかどうか、ということは、これはその後になって私もいろいろ話を聞くのであります、が、そういうものもあるかもわからぬ。また、それがために急激に家政も傾き、生活にも窮するような者もあるやに聞いておるのであります。私はいろいろのケースがあると思ふ。そういうものをこの際一つ調べ上げて、それに対しても適当な措置を講ずるといふことも、これは政府として考へてしかるべきことである、こういうふうに私は考えておるので、

「政府は三十八年度予算案に計上した農地問題調査費（一億八千九百万円）の使用法について(1)各市町村農業委員会を通じて被買収農地などの実体を調べる、(2)このため必要な世論も調査する」との方針をきめ、具体案の作成を急いでいるが、このほど(1)農地改革當時の書類を整備する」以下相当こまかく規定しておるのであります。これは総理府がつくったのですが、総理府がつくったならば、農林省は済んだのだから補償問題は知らぬ、報償ならば——何だか今きわめてあいまいものとした御答弁を承つたのであります。が、全然官房長官と総理府まかせで、その調査費の具体的な使用方法、調査の方法等については農林省は全然タッチしないのですか。この点は大臣でなくとも、大臣はそういうこまかいことはわからぬとおっしゃるかも知れませんが、責任のある農林省当局から御答弁願いたい。

る、賃貸人ではない、だから元来地主の自作地として返還すべきものであるという新たな訴訟の提起を行なつておるのであります。こういう、いわゆる一つの農地法に対するところの挑戦が一方において行なわれ、一方においては補償を報償にすりかえておりまして、いずれにしろ実際的にはその対価に対しても形を変えた対価を払うという形になるわけであります。特に農林省として、また官房長官としては、この国会には政府として法案は出さないということをしばしば御声明になつておる立場から、いわゆるこの農地補償の背景をなし、その中でこういう農地法そのものを否認し、農地法そのものを破壊しようという具体的な実力を伴つた強い運動が起きておるが、これに対して政府の態度とくらものがきわめて手ぬるい。香川県では、三十六年に入つて――わが党の湯山議員も現地に調査に行かれました。その報告等を聞いておりますが、集団的な小作料の値上げが行なわれておる。農林省はこれは農地法違反だと言つて処断をしておりますが、跡をちぢません。要するに地主運動というものは、農地補償の獲得と現行農地法に対するいわゆる統制無視の動きでありまして、西日本に起きておるところの運動といふものはそういう性格のものであります。これが一体となつて一つの農地補償という形で政府に迫ってきておるのであります。同時に、一面において、どのような名前であろうと血路が開かれるということになりますと、今度は農地法そのものの穴をあけよう、正当に行なわれたこの農地改革そのこと 자체を否認しようという大きな流れと運動が国家権力に

対してまつ正面から起きてくると、ことを考へないで、これを調査に乘り出すなどということは、軽率千万といわねばならぬ。現行農地法を敵対に守るとしてしばしば言明しておきながら、一古においてただいま官房長官からは報償を前提としない調査であるという御聲明でありますたが、しかし新聞紙その他に伝えられておるところによりますと、報償実施を前提に農地調査の具体案が固まつたと伝えられておるのでありますまして、ただいまの官房長官の御答弁とはいさか違つております。そういう点からこの問題に對して考えてみました場合においては、農地法の全面改正を一方的に掲げ、一方には報償を擱げていく。そういうときには農地担保金融が農地法そのものの改正を伴わずして公庫法の改正という形で出てくるということは、事實上において、大阪城下でいえば外堀を埋めるという緩和措置になりますではないか。要するに、地主運動に拍車を加える結果になりはしないか。ひいては、それはいわゆる対価の範囲に拍車を加えていく結果になりますではないかということを私どもは考へざるを得ません。現に、旧地主の各種補償はひんぱんに法律問題として提起されております。土地返還の訴えは行政訴訟の四分の一、東京地裁で五十件あるといわれ、さらに最近の事例では、農地転用からの訴えには福島県で旧地主百四十七人が達成され、原告を提起したとも伝えられておるのあります。こういうふうにまつ正面から農地法に挑戦をし、そして農地法

の精神をくすうとしておる。農林大臣は守る守ると言いながら、だんだんとリ貧困状態に押されつつある。容易ならぬ、反省してみることだけではないかと言わざる事態と私どもは解釈すると同時に、農林大臣は先ほどの御答弁で、反省すべきことは、何かその問題に対しては、全部とは言わないが一部にすつきりしない面もあつたということをおっしゃいましたが、あなたがそういう考え方で一体農地法を守つていかれますか。今私が指摘したような、農地法にまつ正面から挑戦していく者に対し、断固たる処置がとれるかとれないか。農地補償問題の一環であるこの問題に対しても、あなたは農地法の厳正実施を当委員会でしばしば言明された。農地補償問題の背景なし、一つの大きな流れの二環である今私が述べたいいろいろな事例等に対して、あなたは断固としてそのようなものは農地法に基づいて処理をする、こういう確固たる所信をこの機会に御表明にならない限り、この問題は非常に大きな問題だと思うのであります。いかがでありますか。

時適法に行なわれたのではあるけれども、しかし家族の者が復員をして帰るからというのもあの当時の法律施行の時点において合法的にやった、あと一年して帰ってきたとかいうような例も聞いている。あるいはまた屋敷の中にも、あの当時食糧不足であったから、そこでイモをつくつたり麦をつくつたりしたのまで、これは農地として処分せられたというような話を聞いておる。これはうそかほんとうか知りませぬよ。知りませんが、少なくともそういうようなことが巷間でかれこれ言われておったのでは、あの重大な農地の革命、そして日本のために最もいい政策に対して傷をつけようなどと私はなると思うのです。ですからせかくそういういろいろな話があるのだから、そういうようなことも含めて、一ぺん調査をしたからいいではなか、調査をしたからあの当時の処分がどううこう、土地改革というものがどううなるのではないのであって、これは政府が中に入つてやつたことであるから、政府はその旧地主に対して適当でないと考えられ、あるいは氣の毒だとうなるのではないかと考へられるようなことについては、何らかの措置をするというのを私は悪いことではないと思う。そのことは先ほど申し述べた通りです。ただしこれは私の個人の意見ですよ。そこは間違いないようにしてもらいたい。旧地主の報償問題については私の所管ではないのですが、先ほどもお話をありましたように、あの農地法というものを現在の段階においてまだあの通りやっていいか

○重政國務大臣

卷之九

どうかといふことは、足鹿さん自身からも先ほどそういうお話をあつた。だからわれわれとすれば、慎重に検討すべきものは検討して、新時代に合うようを持っていくということは、当然農林大臣としての責任である。ありますから、農地法に關することは私の責任である。報償問題は個人としての私の意見だ、こういうのです。

○足鹿委員 先ほどの徳安総務長官との応酬によつて明らかになつたことは、地主の補償であれ報償措置であれ、二月十二日の大蔵大臣の本問題に対する取り扱い方を先ほど述べましたが、これはぐらぐらしておる。そこで二月十二日に閣議の了承というものが行なわれて、予算を伴う議員立法は見合させてほしいということが、閣僚間で満場一致承認された。ところがその日に、自民党の総務会は、これは毎年恒例の申し入れであつて、農地補償問題については一応別格と認めるということで決定したと伝えておるのである。これでは全く国民の前に一つの芝居をしているというか、演出をしておる、こういうことにしかわれわれは理解でききないのである。もう少しまじめに考えてほしいと思うのであります。とにかく軽く一蹴しておる。そこで徳安総務長官は、これは本年度でかりに報償措置をやるとしても、本年度に予算が伴うわけではありませんから、いわゆる予算を伴うといふとの解釈は当年度に限るのかと言つたら、いや三十九年度以降そのものにも及ぶものと理解すべきであると、こういうことでございました。だといつたしますならば、報償を前提としない調査である、こうしたことであり、二千八百億という膨大

な、農林省予算を三百億も上回る大金であります。これは私どもは好まないものであります。絶対に反対でありますけれども、政府みずからが責任を負ってやるのならやる、やらないならやらないということを、ピリオドを打つべきなんです。いつまでもこんな問題でぐずぐずすべきではない。一方には報償を前提として調査をするという解釈をとった者もあり、党の責任者であるあなたは報償を前提としたものではない、農林大臣は、農地法はすでに済んだものであって、間違いなかつた、農地の買収はよかつた、しかし反省をしてみるとことはいいではないかと言ふ。社会保障的な角度から困った者を救つてやるというならば、別に農地補償との関係ではなしに、困つた人間はあえて地主のみではない、戦争関係の犠牲者というものは、広く深く国民の各層に及んでおる。そういう者を対象にしていくことが私どもは正しいと思つておるのであります。そういう点を政府も真剣に考えておられるだらうと思う。この問題だけがなかなかもたもたしておるのは、そういう点をおもんぱかって考えておられるからだらうと思うのであります。先ほどの徳安総務長官の答弁といふのは、官房長官としても御確認になりますか。

○黒金政府委員 開議決定との関係ですか、問題点は……。

○足鹿委員 ええ。

○鹿児島委員 先ほど私が申しました調査結果をもどうかお控えになつていただきたいということを、私は執行部に申し込んで参りました。その後に今おっしゃるような総務会の決定があつたかどうか、私の方には、そういう決定がアつたということを申して参つております。私どもとしては党の方におきましても、予算の問題に関係するようなものでありますから、それを修正しなければならぬよな、そういう立法をおひなさらぬように強く期待をしておるような次第でございます。

○重鹿委員 印刷物で、農林省はよ
ります。さうそくに連絡をとります。
や内容を知らないはずはないと思いま
す。ですから農林省も原文を持つて準備
をしておると思いますから、先ほど要
求をいたしました農地法施行規則に
基づく省令案の要綱、直ちに出してい
ただきたい。今官房長官、総務長官か
ら御言明になつた農地問題の調査に關
する調査要綱を直ちに御提示をお願い
いたします。

○重政国務大臣 それは少し無理じゃ
ございませんか。私の方は調査費も計
上していない、調査をする責任もな
いのに調査要綱を出せということは
ちょっと無理じゃないですか。農業委員
会が所管しておるもの、農業委員
会でしからばどういうふうにしてこう
いう——まだ私がきめておらないもの
を私の方から要綱を出せというのには
少し無理なことで、それはむちゅです
よ。それは総務長官から出してもらえ
ばいいのです。

○足鹿委員 あなたがそうむきになつ
て言われるなら、別にあなたからもら
わなくて、実物さえもらえばいいわ
けでありますから……。あなたは、総
務長官、官房長官よりすでに相談を受
けておるとおっしゃるのでから、御
存じなんです。お出しになつていただき
たい。これは大事な資料ですから、
ただいまの官房長官の御言明になつた
ことを裏づける資料でありますから、
期待をいたしております。

○重政国務大臣 相談を受ける書類
を、事務当局は見ておるかも知れない
が、私はもらっていない。それでもい
いです。しかし相談をした方が出さな
ことをいたしておられます。

午後一時九分休憩

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○足鹿委員 もうこれでやめます。

○長谷川委員長 午後二時から再開することといたし、この際休憩をいたします。

午後一時九分休憩

午後二時五分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

両案に対する質疑を続行いたしま

まして、われわれはその労を多と/orにやぶさかではありません。しかしながら、この資金は、三十八年度を初年度として貸し付けられる資金であります。総額三百億が予定され、その資金別の概要は、農業構造改善事業費の一億一千万円のうち、補助事業九千万円、そのうち土地基盤整備事業予定額の三千六百万円を除いた經營近代化施設設置事業五千四百万円の補助残融資分十一億円と、融資単独事業、これは三分五厘資金であります。二千万円のうち土地基盤整備事業費を除いた非補助の事業資金に二十五億円を充てることになつておるのであります。このほかに、果樹園經營改善資金三十億円、これは据置分五厘といふことになつておる。畜産經營拡大資金三十億円、これも五分五厘ないしは六分ということになつておる。農地及び未墾地取得資金が、構造改善が四分で一般地区が四分五厘、というふうになつておる。林業經營改善資金については、取得については構造改善が四分、一般が四分五厘、管理関係については五分といふうに、金利あるいは償還年限あるいは据置期間といふうに、同じ構造改善資金でありながら多種多様であります。またさらに、沿岸漁業の沿岸漁船整備に八億円、漁業共同化に二億円ということになり、合わせて三百億ということになつておりますが、この中で私が一番問題にいたしたいのは、このような三百億のうち実際には三分五厘の新しい低利長期資金は三十六億円であり、法律施行前に公債

貸し付けた資本金についてはその貸付条件は従来の通りとするということを明記しております。附則第二項にござります。従つて去年度に事業に着手した構造改善事業は、公庫融資の面においてきわめて不利益をこうむることになります。これが補完対策いかんといふことあります。先ほどの湯山委員の御質問にも一般的な御答弁がありましたが、同じ構造改善事業を行なう場合において、このようない年違いで、しかも先駆的に事業に着手した人々を片手落ちに見殺しにするようなことはいかがかと思うのでござります。また沿岸漁業の構造改善地域が融資の面において不利益をこうむることがないよう、これが補正についても適正な措置を講ぜられる用意があるかどうか。漁業構造改善も農業構造改善も趣旨においては同じであり、むしろその困難の度合い、資金、受益者負担の弱い点等は、漁業関係は特に農業に比べては劣る点が多いと思うのでありますと、これらの方は平等な取り扱いをすべきであると思うであります。具体的にこの二点をお尋ねをいたし、明快に一つこの際措置を講じていただきたいと思ひますが、いかがでありますか。

たら、適切な補正の措置を講じたいと考えております。ただ御承知の通り、私どもの現在の考えでは、これは本年から初めて実行に移つておることであります。先般も本委員会でありますましたが御指摘があつたように、金融の措置はまだ現実にはとられておらぬ部分が大部分でありますから、御心配のようないい處は少ないのであります。もしあつたといたしましたならば、これには補正の適切な措置を講じて参りたいと考えます。

○足鹿委員 明快な御答弁でありますので、昨年やつたものと本年やつたものがへんばな取り扱いを受けないよう、万全の措置を実行していただきたいと思います。

ますが、從来、自創資金融通法に基づいて資金を公庫本来の貸付資金に移し、構造改善推進の特別長期低利資金として貸し付けられることになりまし
た。その貸付条件は年四分五厘、主務大臣指定資金すなわち農業構造改善事業に關係するものは四分ということになつておられます。これに伴いまして、自創資金の題名は自作農維持資金金融通法と改められ、維持資金の融通となるが、この金利は五分ということになつております。

従来、維持資金につきましては大体災害資金融資に出ておるようでありま
す。これを据え置いておられて、同じ自創資金が一方では編成がえになつて、四分五厘と四分になり、維持には五分にするということについては、本
來が一緒なものでありますして、これをこのように区別をつけるということはいかがかと思うのであります。つまり

ですから、話がつかない場合はそれつきりであります。やはりこういうものについては、もっと農地法本来の精神に戻った運用になると同時に、その金利等についても、先ほど述べましたように長期低利にこれを改めるべきものであると思うであります。この点については非常に重要な点であろうと思いますので、自創資金の中身がこのようないい理由であります。この点に改編された理由、また今後維持資金も四分程度下げて統一していく必要があるかと思つてあります。それで、農林大臣はやらなくてもいい、これでいいとお考えになりますか。矛盾をお感じになりますならば何らかの措置を講じていただきたいと思いますが、いかがでありますか。

もできるだけそういうふうにいたしたい、こう考えるわけであります。一応現在こういうふうになつておりますのは、先般も湯山委員でありますたかにお答えいたしましたように、金融の融資の対象が異なつておりますので、そこでこまかく融資の各対象、対象について検討を加えた結果こういうふうにいたしておるのであります。大局的に考えればお説の通りであります。今後におきましても、一つできるだけ御趣旨に沿うように検討を加え、改善もいたしたいと思うのであります。何分微力でありますから、皆さん方の十分の御協力をこの機会にお願いいたします。

○足鹿委員 要するに私の言わんとしておるところは、資金の回転率のきわめて鈍い、そして自然災害その他の災害率の高い、収益性の低い農業関係の事業に対する金融体系というものは、普通の金融体系と切り離して農業金融という一本の柱を立て、そしてこれは普通の金融ベースとは切り離した農業金融ベースというものを持ち立てていく一つの金字塔としての三分五厘、二十年融資の制度を、農地担保制度は裏にありますけれども、われわれは高く評価しております。あなたの話を聞いておることでいいことはいいとわれわれは言つておるのであります。従つてそういう見地から、もつと交通整理をしていかなければならぬ。これは最も緊急を要する問題でありますので、少なくとも、これらこそが内部におけるところの研究をすみやかなされて、すみやかな機会に今述べたような一般金融体系と切り離した農業金融体系というものを樹立し、これに必要な金利、あるいは償還期限その他必要

な統一された措置を講じていく必要があるのではないか、そういうことを聞いておるのでありますて、見る人によつては、今度の農林漁業公庫法の改正と一緒にことで農地担保金融が出发したことは、公庫の金融体系を非常に複雑難解なものにする。先ほども湯山委員が指摘されたように、公庫の人みずからもわかりますまい。清井さん、いかがでありますか。これでいいとお考えでございましょうか。実務を担当しておられる人でもなかなか難解である。いわんや借り手の立場に立つたらそれこそ混乱が生ずるのではないか、かよう思つてあります。私どもがこの資料を見ましても、そういう印象を受けます。何かさらに複雑化して、現在の公庫融資とは別な一つの農林金融制度が出てきたのではないかという批判もあります。これはよい批判にもとれますし、また悪い批判にもとれると思うのです。ですが、その点について、前段は農林大臣から、後段は清井総裁から御答弁をねらわしたいと思います。

○重政国務大臣 交通整理の問題は御指摘の通りであります。できるだけ努力をいたすつもりであります。

○清井説明員 ただいまのお話の点でございますが、從来からも公庫の金利体系並びにその他の償還期限等の条件が貸付対象によっていろいろ異なつておりますので、非常に複雑であるといふ御批判も受けておるわけでございました。私どもいたしましても、そういう御批判を受けておりまするけれども、なるべく事務を改善いたしまして、申し込み書類の簡約化その他をはかりまして、できるだけ借手の便宜になりますように努めて参っておりますけれど

も、まだまだ問題は多いのであります。しかし、こういう問題をなお通り越しまして、できるだけ適当な方に適当な条件で融資するというわれわれの制度本来の目的からいたしましても、できるだけ簡明をはかるということは公庫金融としての性格上本質的なものだと思います。今回いろいろ画期的な御改正がありまして、私どもも今後この実施に最大の努力をいたす所存でございますけれども、ただいま農林大臣のお話もありました通り、この複雑な問題につきましては今後私も実施機関の立場からの実際上の御意見、あるいは民間からの御意見等も十分拝聴いたしまして、政府の方にもよろしく伝えまして、大臣のお話の御趣旨に沿うようにわれわれも機関として努力をして参りたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

すけれども、もう少し具体的な御所目があれば承っておきたい。

○重政国務大臣 すでに午前中にも済ました通り、農業金融の改善といふ問題はきわめて重要な問題でござります。しかもきわめて困難な問題であることは御承知の通りであります。私自身はやりたいと考えておりますので、適切な方法によりましてできるだけすみやかに検討を終えて成案を得たいと考えております。

○足鹿委員 すみやかに成案を得られて国会に諮られる機会の早いことを期待いたします。

最後に、農業近代化資金助成法の一部改正の問題につきまして、おもなる点をあげて農相にお尋ねをいたしたい。

このような制度が昭和三十六年度にできましたことは、幾多の矛盾は持っておりますが、我が國農業金融の前途のきつかけを示したものであらうと思うのであります。しかしながら、本来このような政策融資は、農協のこととき短期融資機関をして政策融資を行せしめるとの可否については、もはや反省と批判の余地が出てきておると思うのであります。これは他の委員からもるる申し上げられたと思いますが、たとえば農協に近代化資金の申し入れをいたしますと、必ず役員会においてこれが問題になります。人名別に問題になります。なぜならば十五カ年の間保証をしなければならない義務を理事が負うわけです。ところが、現在の農協の理事会は任期三年制度であります。

任期三年の制度の理事が十五カ年間、残り十二年間保証責任を負うといふこと

わけであります。そこで今回は、必要なところに金がいかないというような面もありまして、銀行その他の金融機関で同一の条件で融資ができるものは農村にできるだけ還元をいたしたいというのが私どもの希望であり、また方針であるわけであります。これは有利の関係その他いろいろの関係で、そう簡単に参りませんが、十分御指摘の点も検討を加えまして、一つ何とかいたしたい、こういうふうに考えております。御承知のように保証協会といふようなものもありまして、これによつて保証をさして、先ほどお述べになりましたような役員の任期が短期であるというような不便も補わせようと考へたのでありますか、なかなか現実は必ずしもそう参らぬということになりますので、十分それらの点は検討を加えます。

○鹿児島県・だいぶん大臣もこの点は御認識しておられるようでありますから、くどくは申し上げませんが、これは早急におやりにならなければならぬことと存じます。しかし基本問題でありますから、あとでもう少し申し上げて、直接この法案に關係のある今回の地方銀行等の活用について承つておきたい。

本改正案によって追加された金融機関は、銀行その他の金融機関で、政令で定めるものとなつておりますが、政令で定めるものとは、地方銀行、相互銀行、信用金庫等だと言われておりますが、政令案の内容は概要どういうものでありますか。これも冒頭述べま

したように、付隨する具体的な法律の実体規定になるわけがありますから、ちゃんと用意をしてお出しになるのが誠意のある態度ではないかと思うのであります。いかがでありますか。

○松岡(亮) 政府委員 政令の内容につきましては御説明をやつておるわけでございますが、内容としましては、銀行、相互銀行、信用金庫、こういう指定をやることにいたしております。そこで実際にどの銀行に扱わせるかといふことは、これは県の事情があると思いますので、県知事の意見を聞きまして、補助の条件としてどういう銀行、どれどれの銀行、あるいはどれどれの相互銀行をやるか具体的にきめて参りたい、かよよく考えております。

○足鹿委員 農協の組織のない地区に、あるいはまた、あっても機能が不十分であり、あるいは停止状態であります。その点では賛成であります。そういう地帶にのみ限定する方針でいくあっては、非常に今回の措置は便利でありましょう。政府はそれを意識して、競合を通じてサービスの向上等を競争させていく、切磋琢磨せしめるという意味で一般的にこれを認めになつたのか。要するに、今までの農協關係が機能停止をして不利不便を受けた地帯に銀行等の窓口を開くことについては、当初相当地域を指定すれば事足りるのではないか。一般的にこれを指定されたということについては、当初相当地域を指定すれば事足りたのではないか。一般的にこれを指定されただ問題があつたようだと思うのであります。

した場合の人物確保はなかなか容易ではない。赤字のあるものは黒字を埋め、黒字のあるものは、これは出資の持ち分に計算をして、そうしてお互いがベンツ一丁で一緒になるうとうわけであります。でありますから、当初においてはなかなかこれは容易なからそうは参りません。全国の事情はいかようになつておるか知りませんが、そのような中にあって、中央における団体のあり方等もさることながら、末端においてはすでに農業協同組合がよくても悪くともそういう合併を進めつゝある。そして中には成果の上がつたところもあるし、中には逆に隠れ赤字が出てきて始末のつかないようなこともあります。そういう中にあって、農業協同組合と末端における農業委員会の農政部と農協との関係をどう調整をするか、また農業共済組合のあり方と、農協合併を機会にこれをどう調整し、検討していくかという議論ではなくして、現実の姿の上において解決をしていかなければならぬ問題があるうかと思います。たとえば農災法の改正によつて、共済組合は市町村の方へ移譲の道が昭和三十年でありましたか、開かれて、今まで、先ほど資料要求しておりますが、六百近い合併が行なわれておる。そういたしますならば、その移譲をいたしましても任意共済というものを記憶しております。市町村移譲が行なわれておると記憶しておりますが、六百近い合併が行なわれておる。そういたしますならば、その移譲をいたしましても任意共済というものが行なわれておると記憶しておりますが、六百近い合併が行なわれておる。

はそのまま市町村財政にもその利益をもつ——共済組合はなくなつたわけでもありますから、そこにも入れる余地はない。専らりんの、何か特別会計のとうなものをつくって、そして地方財政法にも抵触するといえばするような運営も行なわれることは事実であります。そういう事態の場合には、進んで市町村の公営に移し、そして任意事業、経済事業等は、これは農協に託すにつけて一元化をして、そして從来中止に起きておるような事態は末端の必要によってこれは解決していく段階がきておるのではないか。私は架空の議論や独断に基づいた判断ではないに、現実に起きておるこの事態をどう收拾されようとするのか、要するに農協合併の進め方と農業共済組合の市町村移譲等によつて、いわゆる経済力の分散、組織の分裂ができるだけ食いとめ、そして末端の農業協同組合の強化に資するこれが農業近代化資金制度を運用していく基本の条件ではないかと考えるのでありますが、この点について農林大臣のしかとした御答弁をわざわざられておきたいと思います。

各地方々々でののしかしながら、実情があるわけありますから、現在のところではこれを全国一律に何か町村に強制的に移すとかなんとかいうようなことは、これはちょっと検討を要するのではないかと考へておるのであります。町村 자체がまだこれを引き受けうことでなければ、これまた移すわけにはいかない、そういうような事情もいろいろござりますので、今直ちに御指摘のようにこれを農業共済は町村が經營していくような方法をとるということは、なお十分慎重に検討を要するのではないか、こう考へておる次第であります。

はない。下からの要求がすでに起きておる。また、農業協同組合自体も、合併はしても事実上財政難、人材難、また系統三段階制の段階については何ら政府は手を打っておらない。従つてマージンも下がらぬ、金利も下がらぬ、そういう段階にあるのであります。私どもは、ある程度の農協合併が進んだときにはこの上部機構のあり方についても当然検討をしなければならぬと考えておるのであります。それよりも、今末端の市町村の段階においては、私が指摘しておることがちゃんと具体的に現われておるわけでありますから、それに対してはあなたも前向きの指導方針を明らかにされても決してあやまちではないと思うのであります。しかし、この点お尋ねをいたします。

計画をして出したものが保証協会で、またそこであるわれる。昨日も大蔵委員会との合同審査の際にも同僚委員ら指摘がありましたが、結果として資力のある者しか近代化資金が借りられない、こういう事態に事実逢着しないと思います。これはやはり短期融機関である農協に政策融資の責任をもわせたという本来の問題と、基金協のあり方とその運営に問題があるうのと思うのであります。

そこで、これらの問題については中央に再保証の機能を持つ機構をくって、地方の保証協会の責任をもと軽くする、中央である程度これをどう見てやるといふうになれば審査も比較的軽くなるのではないか、そういう点も考えられるわけでございますが、この点についての農林大臣の構想を承りますと同時に、いま一つは、経営不振の農協の地区においては、近代資金の取り扱いを従来受けられない地銀あるいは信用金庫、相互銀行が今度窓口になったものの、やはり総合農協から直貸方式で借りたい、という声が相當あると思うのであります。ところが、これは農協内部でも問題のある点であります。たとえば田舎の金利も安いし、本来自発的にそぞろにやっています。農家から相当改善資金あるいは機械化導入資金、生活改善資金等で、私どもの県においても一つは信連を経由して出ていくと盛んにやっています。農家から相当喜ばれていますが、そういったものも一つは信連を経由して出ていくと、いう格好になつております。どうして

もこの問題が農協内部でもなかなかつかない。こういうような点について、信連または農協共済の直貸方式等による系統資金の積極的な利用について、もっと検討の余地があるのではないかといふ。これは簡素化の問題とも関連してしまして、きわめて重大な問題であります。現実に背負つておるものは事のいかんかを問わず零細農民であります。これが集積されて日本農業の生産力を背負っております。そこに生産力停滞の隘路もあり、また問題もあるのであります。これが貸し出しの信用度の問題あるいは煩瑣なために貸し出しが受けられず、近代化の目標が達成されないと、ことになりましたのでは、何をか言わんやであります。この点について保証協会の機能の充実及び系統金融機関の直貸方式等すべてを考えても、もっと貧農にも近代化に必要な相当額の資金が簡単に貸し出しえるよう、借りられない得るような指導方針をこの際打ち出してもらいたいと思う次第であります。これに対する大臣の御所信を承りまして、私の総括的な質問をこれで終わることにいたします。

に、また再保証の御構想の御発表がございましたが、これについては十分検討いたしました。

それから第二の直接貸しの問題であります。これがもととなつておることはございまして、信連につきましては直接貸方式といつうものは一応とつておるだけであります。それは十分にその機能を發揮しておるとは申されません。さらに農業共済組合連合会でありますか、多額の資金を擁しておるのでありますから、そういうものを一つでききりだけ活用するということも、これはきわめて重要なことであると思いますので、それらの点は十分検討いたしまして善処いたしたいと考えます。

○長谷川委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○長谷川委員長 別に討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

これより農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって、両案は原案の通り可決いたしました。

○長谷川委員長 この際、片島港君外二名より、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案に對し、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。片島君外

○片島委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま採決せられました二法案すなわち農林漁業金融公庫法の一部改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案に対し、附帯決議を付されたいとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、農林漁業の構造改善事業が真に農林漁業者のものとなるよう、農林漁業者の側の呼応態勢の確立、国の責任態勢の明確化を図るために、引き続き法制上、財政上前進の姿勢をもって各般の措置の整備を図るは勿論、就中、構造改善事業の前提となる農畜水産物価格安定対策の確立、流通機構の整備、消費の拡大等に關し一段の努力を傾倒すべきである。なお、当面の融資制度に関しては、左記の各項に関し遺憾なく措置すべきである。

記

一、農林漁業経営構造改善資金等農林漁業の近代化に必要な長期低利資金が計画的かつ十分に確保できるよう、今後とも公庫に対する政府出資を大巾に増額すること。

二、農地担保金融については、いやしくも現行農地制度の基本理念にもとることのないよう厳正にその運用を図ること。

三、自作農維持資金、林業経営維持改善資金及び沿岸漁業者経営安定資金についても、農地及び森林等の収取資金を隼じそれぞの貸

付条件を改善するよう検討すること。

四、農林漁業経営構造改善資金制度の創設以前に事業に着手した農業及び沿岸漁業の構造改善地域が融資の面において不利益をとおむることがないよう、適切な措置を講ずること。

五、農林漁業者等に対し資金が貸付けられた後ににおいて、資金融通の所期の目的が達成され償還が確保できるよう、改良普及組織の活用等、格段の創意工夫をこらし農林漁業者の経営指導等について万全を期すること。

六、農林漁業に関する制度金融が極めて複雑多岐にわたっている現状にかんがみ、制度の単純化、金利体系の再調整、借入手続の簡素化等について根本的に再検討を加えること。

七、農林漁業の振興と農山漁家の生활文化の向上を図ることを目的とする団体が連けい式小規模水力発電事業を行なうことができることとし、これに必要な資金について公庫からの貸付ができる途をひらくよう可及的速やかな機会に所要の措置を講ずること。

右決議する。

次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)記

一、農業近代化資金の融資機関に地方銀行等を指定するに当つて、既存の系統金融機関との間に磨擦を

生ずることのないよう適切な措置を講すると同時に、農協の金融業務の円滑化等組合員に対する奉仕態勢の整備に関し遺憾のないよう指導すること。

二、農業信用基金協会は、真に農業に精進する意欲のある農業者が農業近代化資金の債務保証を申込んだ場合にあっては、協会設立の趣旨にかんがみ進んで債務保証機関としての本来の機能を十分に果すよう、その業務運営について指導監督の万全を期するとともに、保証力の増大のため、今後協会に対する政府出資の増額に努め、また再保証機能をもつ中央保証機構の設置に關し検討を進めること。

三、経営不振のため農業近代化資金の取扱を行なつていいない総合農協が相当数に上る現状にかんがみ、これら不振農協の地域内の農家に対するとしても農業近代化資金が円滑に融通されるよう信連の直貸方式等系統資金の積極的な活用を図るよう特段の方途を講ずること。

右決議する。

この両案に対する附帯決議につきましても、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)に関する報告書

〔参考〕
農林漁業金融公庫法の一部を改正をする法律案(内閣提出第三〇号)に関する報告書

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

○長谷川委員長 起立総員。よって、動議の通り両案にそれぞれ附帯決議を付するに決しました。

○重政国務大臣 この際、政府当局より所信を求めます。農林大臣。

○長谷川委員長 なお、両案の委員会十分尊重いたしまして、慎重に検討の上、御趣旨に沿うようにできるだけ善処いたしたいと考えます。

○長谷川委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔異議なし」と認めます。よって、さように決しました。

次会は明二十一日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

○長谷川委員長 採決いたします。
片島君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕